

労務通信

2015.8月号

女性活躍推進法案が衆院通過！
これから求められる女性活躍支援策



◆女性活躍推進法がいよいよ成立？

企業や自治体に女性の登用目標などの設定を義務付ける「女性活躍推進法案」が、6月4日、衆院本会議において全会一致で可決されました。参院に送付され、今国会で成立する見通しです。同法が成立すれば、301人以上の企業は、採用者に占める女性比率や女性管理職比率などの数値や、女性活躍に関する目標や行動計画の公表が義務付けられることとなります（300人以下の企業は努力義務）。女性が活躍できる企業に優秀な人材が集まる仕組みを作り、さらに女性活躍企業に対する公共調達受注機会の増大を図ることで、女性活用を推進することがねらいです。

◆中小企業では遅れがちな女性の活躍推進

今後ますます『女性活用』が企業の成長・発展のためのキーワードとなることが見込まれますが、中小企業では女性の活躍支援は遅れがちです。日本政策金融公庫総合研究所の2011年調査では、企業規模が小さいほど女性の勤続年数が短くなることや、転職経験者の割合は規模が小さいほど高くなることが明らかとなっています。

◆すぐにできる女性活躍推進のための取組とは

それでは、中小企業ではどのような対策をとることが考えられるでしょうか。中小企業では、若い女性にとっての手本となるような先輩女性が社内にはいないことも、活躍の妨げの大きな要因となっています。その対策として、近年では、中小企業で働く女性同士が交流できる場を提供する自治体・経済団体も増えてきました。

中小企業の取組を考えるうえでは、今年1月9日に政府が発表した「女性が輝く先進企業表彰」も参考になります。大手企業の事例ではありますが、多くの受賞企業が、女性同士がコミュニケーションを図ることのできる場を設けており、仕事で悩んだ時にヨコのつながりで励まし合ったり解決策を相談できたりできるようにすることで効果を上げています。

広島県においては、昨年4月、経済団体等が主体となって「働く女性応援隊ひろしま」が結成され、「女性の働きやすさ日本一」の実現を目指して、研修会や助成金制度等、様々な取り組みがなされています。

助成金情報

◆ポジティブ・アクション加速化助成金

現在国会で審議中の女性活躍推進法が成立後、新たに「ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)」が新設され、ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対しての助成制度が運用開始予定です。

ポジティブ・アクション加速化助成金

■制度の概要■

女性の活躍推進に関する「数値目標」と、その達成に向けた「取組目標」を盛り込んだプランを策定し、自社の女性の活躍の状況と併せて公表した上で目標を達成した場合、達成した目標に応じ段階的に助成金を支給。

■主な要件■

- ① 自社の女性の活躍推進の状況について実態把握を行い、課題を分析すること。
- ② 自社の課題解決に相応しい「数値目標」を定めていること。
- ③ 上記②の数値目標の達成に向けた「取組目標」を定めていること。
- ④ 「数値目標」と「取組目標」を盛り込んだプランを策定し、自社の女性の活躍に関する状況と併せて公表すること。
- ⑤ 取組を実施し「取組目標」を達成すること。⇒下記(1)の額を支給
- ⑥ 「取組目標」達成後、「数値目標」を達成すること。⇒下記(2)の額を支給

■助成額■

- (1)「取組目標」達成時 ⇒中小企業：**30万円**（1事業主1回限り）
- (2)「数値目標」達成時 ⇒大企業・中小企業：**30万円**（1事業主1回限り）

事務所よりひとこと

◆女性の活躍推進の部署を設置しませんか？

6月に、広島県主催の県内企業に女性の活躍をすすめるためのアドバイザー研修会に参加しました。冒頭でも少しふれましたが、県では女性が結婚・出産・子育てをしながら就業を継続し活躍できるよう、企業の取組を促進するための支援を行っております。女性の活躍推進と言っても、いったい何から手をつけたらいいのか、どういう取組をしたらいいのかなど、疑問が多々あるかと思います。

まずは「女性活躍推進部署」を設置し、実態の把握を行った上で、具体的な取組が可能かどうかを考えてみることから始めてみませんか。合同労務では、女性活躍推進に対し積極的に（前向きに）取組を実施される県内企業へ訪問し、企業様の現状を把握させていただいた上で、今後の課題や取組に関してのアドバイス、サポートをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。